様式第２号（第６条関係）

宣　誓　書　兼　同　意　書

私は、南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金の交付申請にあたり、下記の事項について宣誓します。

　宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられない、又は返還を求められることになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

（１）南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第３条第１項の交付対象者の要件に該当します。

（２）南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第３条第２項の不交付要件に該当しません。また、南幌町が私の個人情報について、南幌町個人情報保護条例（平成１２年南幌町条例第３４号）等の規定に基づき適切に管理し、個人情報調査を行うことに同意します。

（３）南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第６条の交付申請書、宣誓書及び添付書類の内容に誤りはありません。

令和　　年　　月　　日

　南幌町長 様

申請者住所 又は 所在地

法人名 又は 屋号

役職名 及び 代表者名

（個人事業主の場合は氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※ 法人の場合は代表者の署名、個人事業主の場合は自署により押印を省略することができます。

|  |
| --- |
| 南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱（抜粋）  **（定義）**  **第２条**　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  （１）中小企業者等　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定す  る中小企業者その他町長がこれと同等と認める者であって、次のいずれかに該当するも  のをいう。  ア 令和４年１１月１日現在で町内に住民登録を有する個人事業者  イ 町内において社員が常駐する事業所を有する法人又は個人事業者  （２）個人事業者　開業届を提出している個人事業者をいう。  （３）エネルギー関連経費　重油、灯油、電気及びガスに係る経費をいう。  **（交付対象者）**  **第３条**支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、支援金の交付申請  　の日以後も町内で事業を継続する意思がある中小企業者等とする。  **２**前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としないもの  とする。  （１）日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）の大分類に規定する農業、林  業、又は漁業のいずれかを営んでいる者  （２）代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員（暴力団員によ  　る不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に指定する  暴力団員）又は暴力団関係者。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営  に事実上参画している者。  （３）法令及び公序良俗に反している者。  （４）町税等を滞納している者。  （５）前各号に掲げる者のほか、本支援金を交付することが適当でないと町長が認める者。  **（支援金の交付申請）**  **第６条**支援金の交付を受けようとする交付対象事業者（以下「申請者」という。）は、令和５年１月３１日までに南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）及び宣誓書兼同意書（様式第２号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。  **２**同一事業者からの申請は１回限りとする。 |